

立会小学校いじめ防止対策推進基本方針

令和8年4月1日

品川区立立会小学校

1 基本理念

- (1) いじめは重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決してしてはならない、学校の内外を問わずゆるされないことである。
- (2) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、どんな状況にあっても見過ごしてはならない。
- (3) いじめ防止等のための対策は、いじめが全児童等に関係する問題であることや、いじめを受けた児童等の生命および心身を保護することが重要であることから、区、区立学校、保護者、地域住民および関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの内容

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれや集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

(3) いじめの解消

以下のいじめの解消と判断するための2つの条件が、満たされていることを含め、学校いじめ対策委員会の組織において判断する。

- ① いじめに係る行為が相当期間（少なくとも3か月）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(4) いじめの重大事態の定義

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命、心身または財産重大事態）
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）

3 学校及び教職員の責務

- ・ 学校は、「学校いじめ防止対策推進基本方針」を定め、それを実効性のあるものとするため、いじめ防止等に関する指導の年間計画等の作成を行う。また、「学校いじめ防止対策推進基本方針」を学校ホームページで公表し、児童、保護者等に周知する。
- ・ 学校は、「学校いじめ対策委員会」を置き、常設の組織とし、月1回以上定期的に開催し、さ

らにいじめの事案や重大性に応じて、適宜開催する。また、会議録の作成・保管をする。（５年保存）

- ・ 教職員は、いじめ防止等に関する教員研修（年３回）や授業（年３回）、１人１台端末を活用した各種調査の実施、分析等を行う。

4 いじめ防止等のための組織

（１）学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を実行的に行うための学校いじめ対策組織として、「学校いじめ対策委員会」を置く。

イ 所掌事項

- 月１回以上の定例会議の設定と会議録の作成・保管（５年保存）
- いじめ防止等に関する教員研修（年３回）や授業（年３回）、１人１台端末を活用した各種調査の実施等の年間計画の作成・実施
- いじめの早期発見につながる１人１台端末を活用した各種調査の分析
- 所属職員からの情報収集・情報共有・全教職員への周知徹底
- いじめが疑われる行為やいじめの報告があった際の調査の実施
- いじめの定義に基づいたいじめの認知および重大事態の認定
- いじめの解消に向けた対応方針の協議
- 児童等、保護者等に対応する教職員等への指導・助言
- 議事録、調査結果および対応記録等の記録の保管（５年保存）・引継ぎ
- 学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

ウ 会議

月１回以上定期的に開催し、いじめの事案や重大性に応じて、適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、事案に応じて学級担任、教科担任等、人選を行う。

5 段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」という意識を学校全体で醸成する。そのための取組として以下のことを実施する。

ア 市民科学習等を通じて、「いじめ防止等に関する授業」（いじめ予防プログラム）を意図的・計画的に、年３回以上実施し、児童がいじめの定義を理解し、主体的にいじめ問題について考え対応できるようにする。

イ 「生徒指導提要」に基づき、「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」を意識し、児童の適切な行動に着目して認め、励ます前向き行動支援を行い、児童のウェルビーイング向上を図り、児童が安全・安心に学校生活を送ることができるようにする。特に、教職員を含め、児童にかかわる大人は、よい行動モデルを提供できるよう努める。

- ウ いじめが起きにくい学校風土の醸成を見える化し、学校の教育活動および教師の支援について振り返り、改善を図るため、「学校風土調査」を年2回実施する。
- エ 個人面談や保護者会、学校だより、学校ホームページ等で、学校がいじめ未然防止に努める姿勢を保護者・地域住民に示し、信頼関係を築く。
- オ 学校間および校種間での連携を強化し、入学児童および転入児童の状況について、いじめや不登校等の実態の有無について確認し、児童情報を確実に学校間および校種間で引き継ぐ。

(2) 早期発見のための取組

- 学校は、児童との日頃からのかかわりを大切にするとともに、家庭等との連携を密にすることにより、児童からの相談を受けやすくしたり、保護者や地域住民および関係機関からの情報提供を得やすくしたりするよう努める。そのために、以下の取組を行う。
- ア 児童および保護者がいじめを相談しやすいよう、日頃から学級担任および学年教員は児童および保護者との信頼関係を構築するとともに、校内でのさまざまな相談体制を整備し、保健室や相談室等の校内の相談窓口について周知する。
 - イ 1人1台端末を活用したデイケン、いじめDアンケート、NiCoLi、学校風土調査（以下、「各種調査」とする）を実施し、学級の様子と早期のいじめの実態把握を行う。
 - ウ 各種調査や目安箱等からの相談において、児童からのいじめの疑いがある行為および児童からの心身の苦痛等の被害申告や目撃申告があった場合、児童の人間関係および性格を考慮し、心身の苦痛を見落とすことがないように努めるとともに、明らかな人権侵害に当たる行為が確認された場合は、いじめとして介入・指導を行う。
 - エ 児童が直接相談できる窓口として、HEARTSいじめ専用電話や1人1台端末を利用したいじめ相談フォームアプリ、目安箱のほか、区長部局におけるいじめ相談対策室等について周知する。

(3) 早期対応のための取組

- 学校いじめ対策委員会を中核とし、いじめを積極的に認知し、区教育委員会、家庭、地域および関係機関と連携しながら具体的な対応および支援策を早期に講じ、いじめの解消に努める。そのために以下の取組を行う。
- ア いじめの疑いがある行為を発見または報告を受けた場合、速やかに学校いじめ対策委員会の構成員に報告・連絡・相談を行い、学校いじめ対策委員会を開催する。学校いじめ対策委員会は、情報収集、児童への聞き取りやアンケート調査等を実施し、いじめの有無の事実確認を行う。また、いじめの定義に該当する場合は、いじめを認知し、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定する。
 - イ いじめを受けた児童およびいじめを知らせてきた児童の安全の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、いじめを行った児童への指導を徹底する。
 - ウ 児童の聞き取りに当たっては、いじめを受けた児童およびいじめを行った児童双方に聞き取りを行うだけでなく、周囲にいた周辺児童への聞き取りを行い、事実を十分に確認し、記録を取っておく。
 - エ 対応経過については、全ての事例について学校いじめ対策委員会が定めた共通の様式に従って記録を作成し、全教職員が確認できる方法で保管する。また、その記録は、事実確認のもとに、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「何を」「どうしたか」など、事実や対応が時系列で明確に分かるように作成する。

オ いじめを受けた児童の保護者およびいじめを行った児童の保護者の双方に、事実関係と学校の対応方針を丁寧に説明し、いじめを受けた児童への支援内容や、いじめを行った児童への指導、再発防止に向けた取組について理解を得る。

カ 区教育委員会および関係機関との連携を図り、組織的な対応に努める。また、校区教育協働委員会にいじめが発生したことを報告するとともに、早期解決に向けた連携・支援を求める。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態に該当する可能性のある事案を把握した場合、学校は、速やかに区教育委員会に報告するとともに、「学校いじめ対策委員会」を開催し、事実関係を明確にするための調査を実施する。その上で、学校いじめ対策委員会において、重大事態に該当するかどうかの判断を行う。学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等は、区教育委員会に相談のうえ弁護士等の助言を受けるなど、学校と区教育委員会が連携した対応を検討する。

また、いじめを行った児童の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。

イ 学校は、いじめを受けた児童の保護者に対して、いじめ重大事態の認定と区教育委員会への報告および調査の実施について説明を行う。また、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供する。その後、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるようにするための方策を立て、理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたかを定期的に報告する。

また、いじめを行った児童およびいじめを行った疑いのある関係児童の保護者に対しても、いじめ重大事態の認定と区教育委員会への報告および調査の実施について説明を行う。

ウ いじめを受けた児童が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまで、その状況を確認する。財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて学校または区教育委員会といじめを行った児童およびその保護者とが十分に協議し、適切に回復がなされるように努める。精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

エ いじめを行った児童の行為に対して、複数の教職員で適切に役割を分担し、毅然とした態度で「いじめは絶対に許されないこと」を指導する。いじめを行った児童が自身の行為や誤りや過ちを振り返り、改善が見られた場合には、どのように行動すれば、みんなが安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えるよう促し、自己の目標を決める等して実践できるように指導していく。また、いじめを行った児童に対する指導や更生に向けた支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に学校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得るようにする。いじめに関わる関係児童の保護者が子どもとの関係に悩みを抱えている場合等には、スクールカウンセラーが相談に応じる等して、学校と保護者の信頼関係の構築に努め、対応する。

オ 重大事態に該当するようないじめが発生した場合、学校は必要に応じていじめを受けた児童の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者やPTA役員等に、事実経過や学校の対応方針等を説明し、問題解決に向けた協力を依頼する。さらに、学校全体の問題に発展して、周辺児童やその保護者に不安を生じさせるような事態に至った場合は、PTA役員会、校区教育協働委員会、「学校サポートチーム」会議等の地域や関係機関の専門的な立場から助言や

協力を受け、問題を根本から解決させるための取組を行う。また、地域住民による声掛け、見守りを要請する。

6 教職員研修計画

年3回（学期1回）区のいじめ防止教育リーダー教員研修受講者による伝達研修等を実施する。さらに、いじめ予防プログラムの調査ツール活用法、「トリプルチェンジ」のワークブックを活用した授業等の研修を受講する。

7 保護者との連携および啓発の推進に関する方策

学校と保護者は、児童がいじめを行うことがないように、規範意識を養うよう努めるとともに、いじめの情報を得た場合には、関係機関に速やかに連絡・相談するなどして、児童をいじめから保護し、いじめの防止等の取組に協力するよう努める。

- (1) 学校だよりや保護者会、学校ホームページ等を通して、「立会小学校いじめ防止対策推進基本方針」を周知する。
- (2) 市民科授業地区公開講座や学校公開日等で、いじめ予防プログラム等のいじめ防止授業を公開し、「いじめは絶対に許されないこと」を児童、保護者、地域住民等と共通理解する場とする。

8 地域および関係機関や団体との連携推進の方策

- (1) 地域とともにある学校づくりの推進

日頃から町会等の地域組織が情報交換等による協力体制を築き、見守りや声掛け等の取組を行い、学校行事や校区教育協働委員会、PTA 活動等の機会を活用し、いじめ防止に向けた連携を図る。

- (2) 関係機関との日常的な連携

区長部局および警察、少年センター、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センター、児童センター、すまいるスクール、民生・児童委員、保護司等の関係機関と様々な機会を活用して情報交換を行い、児童の健全育成を推進する。

- (3) 警察への通報の在り方

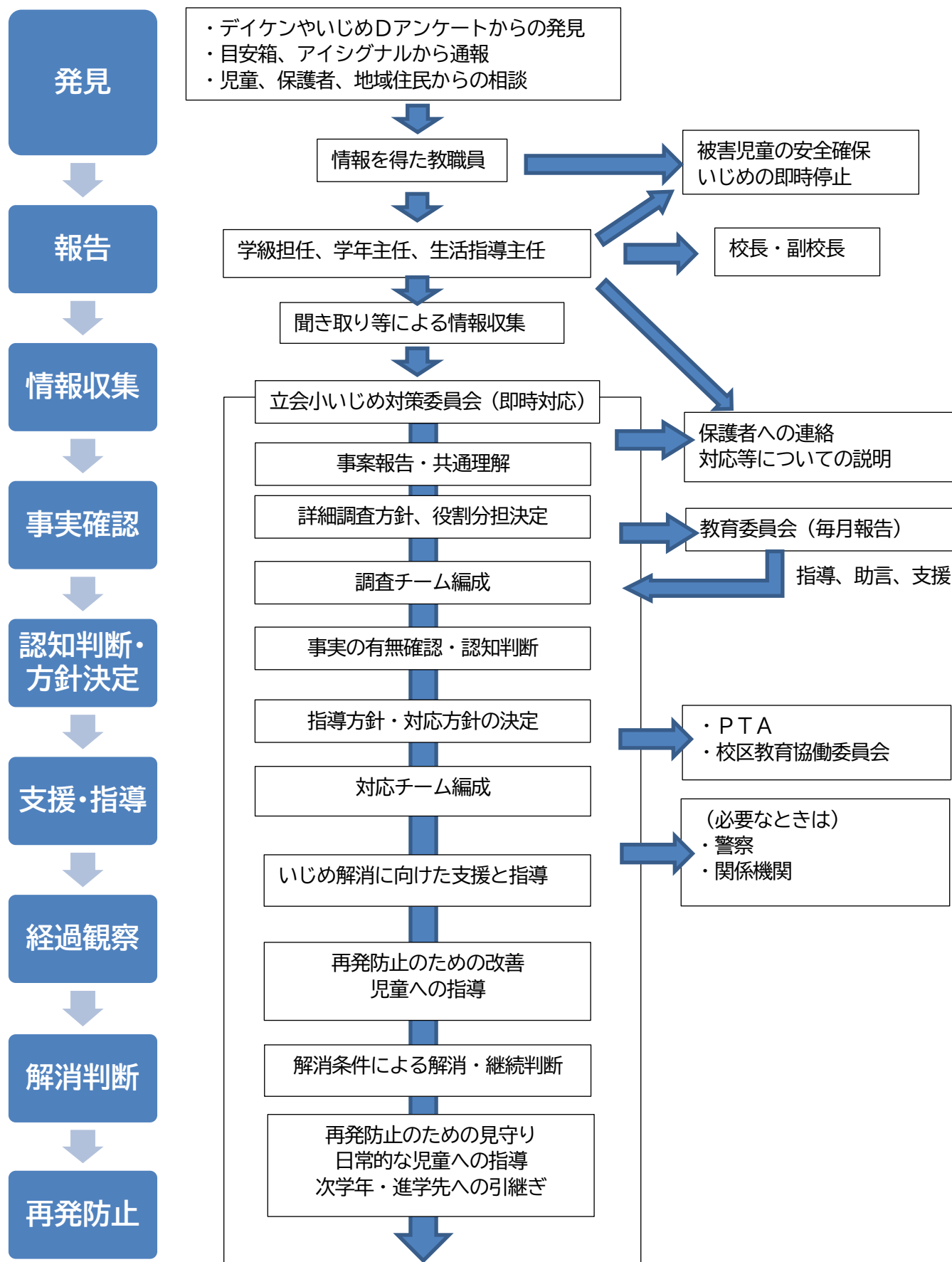
いじめを行った児童の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。

9 学校評価および基本方針改善のための計画

「学校いじめ対策委員会」において、年度末に基本方針の見直しをし、適宜、改訂を行う。また、全教職員が共通認識し、統一した指導ができるよう、職員会議等で周知する。

10 その他

(1) いじめ発見から対応までの流れ



(2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	・立会小いじめ対策委員会開催 ・いじめの定義、基本方針理解、いじめ防止等に関する研修 (4月2日職員連絡会)	・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める。	・デイケンの実施(4月23日より順次実施) ・いじめDアンケートなどの調査ツールの確認・引継ぎ	・入学式(4月6日)、保護者会(4月17日)で、保護者に学校いじめ防止基本方針の説明 ・校区教育協働委員会にて説明
5月	・立会小いじめ対策委員会開催 ・生活指導夕会での情報共有		・デイケンの実施(毎日) ・いじめDアンケートの実施	
6月	・立会小いじめ対策委員会開催 ・生活指導夕会での情報共有	・いじめ予防授業① ・ふれあい月間取組	・デイケンの実施(毎日) ・いじめDアンケートの実施 ・NiCoLiの実施	
7月	・立会小いじめ対策委員会開催 ・いじめ防止等に関する研修 ・生活指導夕会での情報共有	・学校風土調査の実施	・デイケンの実施(毎日) ・学校風土調査の実施	・セーフティ教室① ・1学期末保護者会でいじめ防止授業の取組紹介
8月		・学校風土調査の分析		
9月	・立会小いじめ対策委員会開催 ・生活指導夕会での情報共有	・いじめ予防授業②	・デイケンの実施(毎日) ・いじめDアンケートの実施	
10月	・立会小いじめ対策委員会開催 ・生活指導夕会での情報共有		・デイケンの実施(毎日) ・いじめDアンケートの実施 ・NiCoLiの実施	
11月	・立会小いじめ対策委員会開催 ・生活指導夕会での情報共有	・いじめ予防授業③ ・ふれあい月間取組	・デイケンの実施(毎日) ・いじめDアンケートの実施	
12月	・立会小いじめ対策委員会開催 ・いじめ防止等に関する研修 ・生活指導夕会での情報共有	・学校風土調査の実施	・デイケンの実施(毎日) ・学校風土調査の実施	・2学期末保護者会でいじめ防止授業の取組紹介
1月	・立会小いじめ対策委員会開催 ・生活指導夕会での情報共有	・学校風土調査の分析	・デイケンの実施(毎日) ・いじめDアンケートの実施 ・NiCoLiの実施	
2月	・立会小いじめ対策委員会開催 ・生活指導夕会での情報共有		・デイケンの実施(毎日) ・いじめDアンケートの実施	・セーフティ教室②
3月	・立会小いじめ対策委員会開催 ・生活指導夕会での情報共有		・デイケンの実施(毎日)	